基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十七年四月三十日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、平成二十七年五月二十一日開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十七年四月十五日

東京都渋谷区神宮前五丁目八番二号

株式会社日本看護協会出版会

代表取締役社長　井部　俊子

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十七年四月三十日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、その所有する当社普通株式一株を五株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

平成二十七年四月十五日

東京都中央区京橋二丁目八番一八号

株式会社ＥＢＥ

代表取締役社長　千原　信悟

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十七年四月三十日を基準日と定め、同日午前零時現在の株主名簿上の株主をもって、平成二十七年五月十八日開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十七年四月十五日

静岡県静岡市駿河区宮竹一丁目一四番一四号

株式会社レント

代表取締役社長　田島　潤一

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十七年四月三十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十七年四月十五日

静岡県浜松市東区笠井新田町六七六番地

株式会社クレステック

代表取締役　髙林　彰

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十七年五月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十七年四月十五日

大阪市中央区高麗橋四丁目八番五号

昭永マネジメントファンド株式会社

代表取締役　竹内　辨郎

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十七年五月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十七年四月十五日

岡山県津山市神戸四六六番地

オーエヌ工業株式会社

代表取締役　中村　政弘

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十七年五月九日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十七年四月十五日

福岡市博多区上牟田一丁目二七番七号一Ｆ

株式会社柏木興産

代表取締役　柏木　武春

合併につき株券等提出公告

当社は、椿本興業株式会社と合併して解散することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十七年七月一日までに当社にご提出下さい。

平成二十七年四月十五日

大阪市北区梅田三丁目三番二〇号

ツバコーセールスエンジニアリング株式会社

代表取締役　大谷　典生

限定承認公告

本籍神奈川県川崎市高津区久末五六四番地、最後の住所鹿児島県姶良市加治木町木田五〇三番地

被相続人　亡　新納　智子

右被相続人は平成二十五年十一月二日死亡し、その相続人は平成二十七年三月二日鹿児島家庭裁判所加治木支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年四月十五日

埼玉県所沢市寿町二五番一一―二〇三号

限定承認者　宇佐美　毅

第二種金融商品取引業の廃止の公告

当社は、平成二十七年五月二十日をもって第二種金融商品取引業を廃止することといたしました。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに第二種金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。

平成二十七年四月十五日

東京都港区虎ノ門三丁目一八番一二号ス

テューディオ虎ノ門六〇八

株式会社トラスト・アドバイザーズ

代表取締役　井口　優

訂正公告

平成二十七年四月八日（号外第八十一号）掲載の第十二期決算公告（枠組）中、「㧑盈（㐧日）」とあるは「㧑盈（日）」の誤りにつき訂正します。

平成二十七年四月十五日

神奈川県相模原市南区麻溝台五丁目一〇番二六号

株式会社スリーワイズ

代表取締役　笹崎　智成

正誤

ページ	段	行	誤	正
平成二十七年一月二十九日（号外第十九号）国土交通省告示第百八十四号（プレストレストコンクリート造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件等の一部を改正する件）（原稿誤り）				
四六	上	一五	第三号」	第三号」に、「第二十条第二号イ」を「第二十条第一項第二号イ」に、「第二項第二号の規定に基づき
〃	〃	終りから一三	建設省	国土交通省
〃	下	〃 一二	第二項第二号	第二項第二号の
〃	〃	一〇	の	

ページ	段	行	誤	正
四八	上	終りから一一	令（	令（昭和二十五年政令第三百三十八号
〃	〃	〃 九	。以下「法」という。）は削る。	
〃	下	一	法第二十条	建築基準法第二十条
〃	〃	三	又は	及び
平成二十七年二月二十三日（号外第三十八号）国土交通省告示第二百五十号（壁等の構造方法を定める件）（印刷誤り）				
二〇	上	一五	を超える場合	若しくは
〃	〃	一七	同日（同号外）国土交通省告示第二百五十四号（ひさしその他これに類するものの構造方法を定める件）（原稿誤り）	
二二	上	終りから一一	口	八

（印刷誤り）

二二ページ上段終りから一四行目から一〇行目は行頭を一字下げる。

ページ	段	行	誤	正
四七	上	終りから一二	からハまで	からハまでのいずれか
〃	〃	〃 一七	トまでのいずれかに	へまでのいずれか及びトに
〃	〃	〃 一一	削る	削り、同号イ及びロを削る
〃	〃	〃 一一	削り、同号イからトまでを削る。	
〃	〃	〃 九	又は	及び

同日（同号外）国土交通省告示第百八十九号（建築物の張り間方向又は桁行方向の規模又は構造に基づく保有水平耐力計算と同等以上に安全性を確かめることができる構造計算の基準を定める件）（原稿誤り）

四八ページ上段終りから一七行目から一五行目は次のとおりの誤り。

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第八十一条第二項第一号イに基づき、この告示を制定する。

令（昭和二十五年政令第三百三十八号

建築基準法第二十条及び

国土交通省告示第二百五十号（壁等の構造方法を定める件）（印刷誤り）

同日（同号外）国土交通省告示第二百五十四号（ひさしその他これに類するものの構造方法を定める件）（原稿誤り）

（建築物の構造方法が安全性を有することを確かめるための構造計算の方法を定める件の一部改正）

第八条　建築物の構造方法が安全性を有することを確かめるための構造計算の方法を定める件（平成十九年国土交通省告示第五百九十二号）の一部を次のように改正する。

制定文中「第二十条第一項第二号イ」を「第二十条第一項第二号イ」に改める。

同日（同号外）国土交通省告示第百八十六号（建築基準法施行令第三十六条の二第五号の国土交通大臣が指定する建築物を定める件等の一部を改正する件）（原稿誤り）

四七ページ上段終りから一二行目からハまでのいずれかへまでのいずれか及びトに削り、同号イ及びロを削る。

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　四月十五日付第八六号　一二

達第七一号三二ページ

○ページ●同日付第八七号三二ページ●同日付政府調

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局

電話　03（3587）4294

定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）